

(仮称) 小田原市省エネルギー化の推進及び再生可能エネルギーの利用の促進に関する条例等の制定に対する市民意見の募集結果について

1. 意見募集の概要

政策等の題名	(仮称) 小田原市省エネルギー化の推進及び再生可能エネルギーの利用の促進に関する条例等の制定
政策等の案の公表の日	平成25年9月17日(火)
意見提出期間	平成25年9月17日(火) から平成25年10月16日(水) まで
市民への周知方法	<ul style="list-style-type: none"> ● 広報おだわら9月15日号 ● 市ホームページへの掲載 ● 意見募集要項及び骨子案を配布 (エネルギー政策推進課、行政情報センター、タウンセンター、市内各支所・連絡所)

2. 結果の概要

提出された意見は、次のとおりです。

意見数(意見提出者数)	24件 (8人)
インターネット	4人
ファクシミリ	3人
郵送	0人
直接持参	1人

3. 提出意見の内容

パブリックコメントで提出された意見の内容とそれに対する市の考え方は、次のとおりです。

〈総括表〉

区分	意見の考慮の結果	件数
A	意見を踏まえ、政策等に反映したもの	6
B	意見の趣旨が既に政策等に反映されているもの	0
C	今後の検討のために参考とするもの	15
D	その他(質問など)	3

〈具体的な内容〉

(1) 全体について

	意見の内容（要旨）	区分	市の考え方 （政策案との差異を含む）
1	総則に定めるエネルギー計画に沿った政策がスムーズに展開できるような条例の構成が必要である。	A	御意見の趣旨を踏まえ、条例（案）の構成を見直します。
2	市民の安心と安全を確保するために限られた財源と人材を投入すべきである。優先すべきはなにかを明示し、市政が災害と医療などインフラ整備に力強く向かっていく原動力になる条例となることを期待する。	C	本条例（案）は、市、市民及び事業者の責務を明らかにするとともに、施策の推進に必要な事項を定めています。地域全体で再生可能エネルギーの利用等の促進が図られるよう、本条例を制定するとともに、財源を有効に活用し、安心・安全なまちづくりを目指してまいります。
3	再生可能エネルギーの資源は、周辺市町村にも様々なポテンシャルがあるので、広域で連携し、神奈川県西地域におけるエネルギーの地産地消を目指すべきである。	C	御意見は今後の参考とさせていただきます。

(2) 防災対策の推進について

	意見の内容（要旨）	区分	市の考え方 （政策案との差異を含む）
4	災害に対するエネルギー確保のために、自給発電に蓄電を併設させるための誘導策を盛り込んでほしい。	C	本条例（案）は、再生可能エネルギーの利用等の促進に関し、市、市民及び事業者の責務を明らかにするとともに、施策の推進に必要な事項を定めています。
5	本年実施している小学校の屋根貸し事業について、非常時に使用可能なように蓄電池等を整備し、防災対策のエネルギーモデル事業として展開してほしい。（同意見1件）	C	いただいた御意見にある具体的な施策や整備計画等につきましては、今後の検討課題とさせていただきます。

6	市民の安全を早急に確保するために、防災に関するエネルギーのモデル事業を全ての避難施設へ展開する等、市としての防災エネルギー対策の整備目標（期間を定めた）を明確に示す必要がある。	C	
---	--	---	--

(3) エネルギー計画について

	意見の内容（要旨）	区分	市の考え方 （政策案との差異を含む）
7	エネルギー計画は、計画立案段階から市民や地元企業及び団体（商工会議所等）が参加し、実効性のある計画・規則づくりが必須である。	C	御意見の趣旨を踏まえ、市民や地元企業等が取り組みやすい計画となるよう、実効性のある計画づくりをしてまいります。

(4) 具体的な支援策等について

	意見の内容（要旨）	区分	市の考え方 （政策案との差異を含む）
8	小中学校の授業などで、再生可能エネルギーについて、わかりやすく学べる環境を作ることが重要である。	A	御意見の趣旨を踏まえ、条例（案）に反映します。
9	太陽光発電のほか、木質バイオマス、地熱、小水力など、小田原箱根のポテンシャルに沿ったテーマを具体的にし、それぞれの発電テーマに対する普及支援策を明確にしてほしい。	C	本条例（案）は、再生可能エネルギーの利用等の促進に関し、市、市民及び事業者の責務を明らかにするとともに、施策の推進に必要な事項を定めています。具体的な支援策につきましては、要綱等で定めてまいります。
10	具体的な「支援・助言」、「奨励金」、「認定」の内容を明確に示してほしい。	C	
11	「省エネ」、「再エネ」の導入には多額の費用がかかるため、具体的支援策として、専用相談窓口の設置、債務保証、利	C	

	子補給、基金の創設などを検討すべきである。		
12	再生可能エネルギー事業を行う際は、民間事業者が資金調達を行ったうえで運営すべきであり、税金を使った奨励金給付には反対である。	D	再生可能エネルギーの利用は、地球温暖化対策、防災対策や地域の活性化に寄与するものです。本市では、再生可能エネルギーの普及を加速するため、国の支援制度に加え、奨励金を交付するものです。
13	「（仮称）市民参加型再生可能エネルギー事業」の認定基準が現実的ではない。（同意見1件）	D	これまで検討してきた地域主体の再生可能エネルギー事業の普及を促進するため、「（仮称）市民参加型再生可能エネルギー事業」の認定基準を設定したものです。
14	「再生可能エネルギー事業」を推進するため、さまざまな規制に対する円滑な事務手続きへの支援が必要である。	C	御意見は今後の参考とさせていただきます。
15	当該事業に取り組む場合、補助金を交付している自治体もある。あまり厳しい条例案を作ることによって、一番の目的をかなえられなくなることを恐れる。	C	御意見は今後の参考とさせていただきます。

(5) スマートグリッドについて

	意見の内容（要旨）	区分	市の考え方 （政策案との差異を含む）
16	地域全体で電力の供給バランスをとり、省エネ・創エネを総合的に考えていくスマートグリッド思想が反映されたモデル地域を作り出すプロジェクトを具体化していくべきである。（同意見1件）	C	本条例（案）は、再生可能エネルギーの利用等の促進に関し、市、市民及び事業者の責務を明らかにするとともに、施策の推進に必要な事項を定めています。いただいた御意見にある具体的な施策につきましては、今後の検討課題とさせていただきます。

(6) 市民周知について

	意見の内容（要旨）	区分	市の考え方 （政策案との差異を含む）
17	本条例の目的や理念、責務等の内容をいかに市民に正しく周知できるかが重要であることから、市に対しては、一人ひとりが理解するために必要な方法で説明を尽くすことを望む。（同意見1件）	A	御意見の趣旨を踏まえ、様々な方法で市民周知や情報発信に努めてまいります。
18	エネルギー計画策定に関して、計画を軌道に乗せるためには、「サイレント・マジョリティ」をいかに巻き込むかがカギとなるため、市が率先して周知活動を行ってほしい。	A	
19	小田原市の取組を全国に向けて発信してほしい。	A	

(7) 推進体制について

	意見の内容（要旨）	区分	市の考え方 （政策案との差異を含む）
20	エネルギー問題は縦割り組織では迅速な対応を期待できないため、組織横断型で取り組む推進体制を構築すべきである。	C	御意見は今後の参考とさせていただきます。

4. 提出意見と関係なく変更した点

(1) 条例等の名称について

省エネルギー化は、再生可能エネルギーの利用の効果を最大限発揮するための手段と位置づけ、「省エネルギー化」と「再生可能エネルギーの利用」を合わせ、「再生可能エネルギーの利用等」と整理しました。

これにより条例名を「（仮称）小田原市省エネルギー化の推進及び再生可能エネルギーの利用の促進に関する条例」から、「小田原市再生可能エネルギーの利用等の促進に関する条例」と改めました。

(2) 「（5）エネルギー計画の策定」について

計画の策定において、新たに、計画の策定における「小田原市環境審議会」の意見の聴取、計画策定後の速やかな公表等を追加しました。

(3) 市民参加型再生可能エネルギー事業の認定基準「主に市民が構成する団体が実施する事業であり、かつ、広く市民が参加して実施される事業」について

市民参加型再生可能エネルギー事業は、「広く市民が参加して実施される」ことが望ましいとし、認定基準の「主に市民が構成する団体が実施する事業であり」という部分を削除しました。